

議案第47号

財産を無償で譲渡すること（県営住宅智頭第2団地） について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	八頭郡智頭町大字山根字大飛所30番3ほか8筆	1,193.79平方メートル
建 物	八頭郡智頭町大字山根字大飛所30番3ほか8筆	3棟（6戸） 405.72平方メートル

2 相手方

八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

智 頭 町

3 理 由

県営住宅智頭第2団地は、既に智頭町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、智頭町に無償で譲渡するものである。